1. 国土形成計画等

1-1 国十形成計画

1. 全国総合開発計画と国土総合開発法の改正

国土計画は、土地、水、自然、社会資本、産業集積、文化、人材等によって構成される国土の望ましい姿を示す長期的、総合的、空間的な計画である。

我が国の戦後の国土計画は、昭和37年に策定された第一次全国総合開発計画以来、 国土総合開発法に基づく全国総合開発計画(以下「全総計画」という。)が5次にわたって策定された。の所得格差の是正などに一定の成果を上げてきた。全総計画は、それ ぞれの時代に応じた政策課題に対する基本方針を示し、工場・教育機関の地方分散、地 域間

国土総合開発法は、制定された昭和25年当時の社会経済情勢等を背景に、開発を基調とした量的拡大を指向したものとなっていた。しかし、本格的な人口減少社会の到来など、国土政策上の新たな課題に対応しつつ、国土の質的向上を図り、国民生活の安全・安心・安定の実現を目指す成熟社会にふさわしい国土のビジョンを提示するうえで、計画制度の抜本的な見直しが求められた。このような状況を踏まえ、平成17年に国土総合開発法の抜本改正が行われ、同年12月に国土形成計画法が施行された。

2. 国土計画制度の改革のポイント

国土形成計画法に基づいて策定される国土形成計画は、計画の策定手続、計画の内容の両面において以下のとおり、これまでの全総計画から大きな転換を図ったものとなった。

(1) 国と地方の協働によるビジョンづくり

国土形成計画は、全国的見地から必要とされる基本的な施策等について定める「全国計画」と、ブロック単位の広域的見地から必要な施策を国と地方が連携・協力して策定する「広域地方計画」の二階層とした。広域地方計画の策定にあたっては、国の地方支分部局、関係都府県・政令市、経済界等が対等な立場で協議する広域地方計画協議会の協議を経ることとした。

(2) 開発中心からの転換

開発中心の量的拡大を目指す計画から、成熟社会型の計画へ転換するため、良好な景観や環境の保全を含めた国土の質的向上、既存ストックの有効活用、有限な資源の将来世代への適切な継承等の観点から計画対象事項の拡充、改変を行った。

これまでの国土計画(国土計画の変遷)

		全国総合開発計画 (一全総)	新全国総合開発 計画(新全総)	第三次全国総合開 発計画(三全総)	第四次全国総合開発計画(四全総)	21世紀の国土の グランドデザイン	国土形成計画 (全国計画)	第二次国土形成計画 (全国計画)
閣決	議定	昭和37年10月5日	昭和44年5月30日	昭和52年11月4日	昭和62年6月30日	平成10年3月31日	平成20年7月4日	平成27年8月14日
総大	理臣	池田 勇人	佐藤 栄作	福田 赳夫	中曽根 康弘	橋本 龍太郎	福田 康夫	安倍 晋三
Ä	景	1 高度成長経済への 移行 2 過大都市問題、所 得格差の拡大 3 所得倍増計画(太平 洋ベルト地帯構想)	1 高度成長経済 2 人口.産業の大都 市集中 3 情報化、国際化 技術革新の進展	1 安定成長経済 2 人口、産業の地方 分散の兆し 3 国土資源、エネル ギー等の有限性の 顕在化	1 人口、諸機能の東京 一極集中 2 産業構造の急速な変 化等により、地方圏で の雇用問題の深刻化 3 本格的国際化の進展	1 地球時代(地球環境問題、大競争アジア諸国との交流) 2 人口減少・高齢化時代 3 高度情報化時代	1 経済社会情勢の大転換人口減少・高齢化、 グローバル化、情報通信技術の発達) 2 国民の価値観の変化・ 多様化 3 国土をめべる状況(一極一軸型国土構造等)	1 国土を取り巻く時代の 潮流と課題急激な人口 減少・少子化、異次元の高 齢化 巨大災害の切迫 イ ンプラの老朽化等) 2 国民の価値観の豪化 (「田園回帚」の意識の高ま り等) 3 国土空間の変化 (低・未利用地、空き家 の増加等)
目年	標次	昭和45年	昭和60年	昭和52年から 概ね10年間	概ね平成12年 (2000年)	平成22年から27年 (2010-2015年)	平成20年から 概ね10年間	平成27年から 概ね10年間
基目	本標	地域間の均衡ある発展	豊かな環境の創造	人間居住の総合的 環境の整備	多極分散型国土の 構築	多軸型国土構造形成の基礎づくり	多様な広域ブロックが自立 的に発展する国土を構築、 美しく、暮らしやすい国土 の形成	対流促進型国土 の形成
開方:	発 式等	拠点開発方式	大規模開発 プロジェクト構想	定住構想	<u>交流ネットワーク</u> <u>構想</u>	参加と連携	(5つの戦略的目標) 東アジアとの交流・連携 等	<u>重層的かつ強靭な</u> 「コンパクト +ネットワーク」

3. 国土形成計画の策定

平成20年7月に閣議決定された全国計画では、各広域ブロックが東アジア等との交流・連携を進めつつ、その有する資源を最大限に活かした特色ある地域戦略を描くことにより、自立的に発展する国土構造への転換を図るなど「多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築するとともに、美しく、暮らしやすい国土の形成を図る」ことを計画の基本的な方針としている。

また、この新しい国土像の実現のため、①東アジアとの円滑な交流・連携、②持続可能な地域の形成、③災害に強いしなやかな国土の形成、④美しい国土の管理と継承、⑤「新たな公」を基軸とする地域づくりを戦略的目標として掲げ、多様な主体の参画により、効率的に計画を推進することとしている。

広域地方計画については、全国計画に示された新しい国土像を具体化するものとして、 東北から九州までの全国8ブロック別の地域戦略と、その具体的な取組みをまとめた計 画であり、国の地方支分部局や地方公共団体、経済団体等をメンバーとする広域地方計画 協議会における協議を経て、平成21年8月に国土交通大臣により決定された。

4. 第二次国土形成計画の策定

国土交通省では、急激な人口減少・少子化や巨大災害の切迫等、国土を取り巻く厳しい 状況変化に対応するため、国民と危機感を共有し、中長期(おおむね2050 年)を見据え た国土・地域づくりの理念を示す「国土のグランドデザイン2050」を、平成26年7月に 発表した。

これも踏まえ、平成27年8月に閣議決定された第二次国土形成計画 (全国計画) では、 地域の多様な個性に磨きをかけ、地域間のヒト、モノ、カネ、情報の活発な動き(対流) を生み出す「対流促進型国土」の形成を国土の基本構想とした。そして、対流を生み出す ための国土構造、地域構造として、生活サービス機能をはじめとした各種機能を一定の地 域にコンパクトに集約し、各地域をネットワークで結ぶ「コンパクト+ネットワーク」を 提示した。「対流促進型国土」及びそのための「コンパクト+ネットワーク」の形成は、 各地域の固有の自然、文化、産業等の独自の個性を活かした、これからの時代にふさわし い国土の均衡ある発展の実現につながるものである。また、同計画では、地方から東京圏 への若年層を中心とする人口の流出超過が継続する一方、東京には依然として過密の問 題が存在し、首都直下地震等大規模災害の切迫等の課題も踏まえ、東京一極集中の是正が 位置づけられている。

また、全国計画を踏まえて、平成28年3月には、全国8ブロック別の広域地方計画を 改定した。

第二次国土形成計画について

- 計画期間:2015年~2025年(2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の前後にわたる「**日本の命運を決する10年**」)
- 国土づくりの目標とすべき我が国の将来像

①安全で、豊かさを実感することのできる国 ②経済成長を続ける活力ある国 ③国際社会の中で存在感を発揮する国

国土を取り巻く時代の潮流と課題

- ・急激な人口減少、少子化
- ・ 異次元の高齢化の進展
- ・変化する国際社会の中で競争の激化
- ・巨大災害の切迫、インフラの老朽化
- ・食料・水・エネルギーの制約、地球環境問題
- ICTの劇的な進歩等技術革新の進展

国民の価値観の変化

- ライフスタイルの多様化 (経済志向、生活志向)
- ・共助社会づくりにおける多様な 主体の役割の拡大・多様化
- ・安全・安心に対する国民意識の 高まり

国土空間の変化

- ・低・未利用地や荒廃農地、空き家、所有者の 所在の把握が難しい土地等の問題顕在化
- 森林の持続的な管理
- 海洋環境及び海洋権益の保全、海洋資源の 利活用、離島地域の適切な管理

国土の基本構想

「対流促進型国土」の形成:「対流」こそが日本の活力の源泉

- ・「対流」とは、多様な個性を持つ様々な地域が相互に連携して生 じる地域間のヒト、モノ、カネ、情報の双方向の活発な動き
- ・「対流」は、それ自体が地域に活力をもたらすとともに、イノベ ションを創出
- ・地域の多様な個性が対流の原動力であり、個性を磨くことが重要

「対流促進型国土」を形成するための重層的かつ 強靱な「コンパクト+ネットワーク」

- 「コンパクト」にまとまり、「ネットワーク」でつながる
- ・医療、福祉、商業等の機能をコンパクトに集約
- ・交通、情報通信、エネルギーの充実したネットワークを形成
- ・人口減少社会における適応策・緩和策を同時に推進

東京一極集中の是正と東京圏の位置付け

- ・東京一極滞留を解消し、ヒトの流れを変える必要
- ・魅力ある地方の創生と東京の国際競争力向上が必要

都市と農山漁村の相互貢献による共生

「対流」のイメージ:「個性」と「連携」



<参考1>広域地方計画区域



(国土形成計画法施行令(平成18年7月7日公布・同日施行)

[広域地方計画区域]

- ①東北圏(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県、新潟県)
- ②首都圏(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、山梨県)
- ③北陸圏 (富山県、石川県、福井県)
- ④中部圏(長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、 三重県)
- ⑤近畿圏(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県)
- ⑥中国圏(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、 山口県)
- ⑦四国圈 (徳島県、香川県、愛媛県、高知県)
- ⑧九州圈(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、鹿児島県)

<参考2>平成28年3月策定の広域地方計画における各ブロックの将来像

東北圏

震災復興から自立的発展

震災復興を契機に、日本海・太平洋2面活用による産業集積、インパウンド増加により、人口減少下においても自立的に発展する防災先進圏域の実現と豊かな自然を生かした交流・産業拠点を目指す。

首都圏

安全・安心を土台に洗練された対流型首都圏の構築

三環状、リニア等の面的ネットワークを賢く使い、「連携のかたまり」を 創出する対流型首都圏に転換。「防災・減災」と一体化した「成長・発展」、 国際競争力強化。首都圏全体で超高齢化に対応。

北陸圏

日本海・太平洋2面活用型国土の要

三大都市圏との連携、ユーラシアへのゲートウェイ機能の強化を図り、 国土全体の災害リスクに対応した多重性・代替性を担うとともに、暮ら しやすさに磨きをかけ、日本海側の対流拠点圏域の形成を目指す。

中部圏

世界ものづくり対流拠点

リニア効果を最大化し、スーパー・メガリージョンのセンターを担い、 首都、関西、北陸圏と連携し、世界最強・最先端のものづくり産業・技 術のグローバル・ハブを形成、観光産業を育成、圏域の強靱化を図る。

近畿圏

歴史とイノベーションによるアジアとの対流拠点

我が国の成長エンジンとして、スーパー・メガリージョンの一翼を担う ため、知的対流拠点機能を強化し次世代産業を育成。圏域北部・南部ま で個性を活かし世界を魅了し、多様な観光インパウンドの拡大を図る。

中国圏

瀬戸内から日本海の多様な個性で対流し世界に輝く

瀬戸内海側の産業クラスター、中山間地の自立拠点、日本海側の連携都 市圏などの拠点間のネットワークを強化し、国内外の多様な交流と連携 により、圏域を超えた産業・観光振興を図る。

四国圏

圏域を越えた対流で世界へ発信

隣接圏域等との対流を促進し、南海トラフ地震への対応力の強化、瀬戸 内海沿岸に広がる素材産業・製造業やグローバルニッチ産業の競争力強 化、滞在・体験型観光によるインパウンド拡大を目指す。

九州圏

日本の成長センター〜新しい風を西から〜

アジアの成長を引き込むゲートウェイとして、高速交通ネットワークを 賢く使い、巨大災害対策や環境調和を発展の原動力として、中国、四国 など他圏域との対流促進を図る「日本の成長センター」を目指す。

1-2 国土利用計画

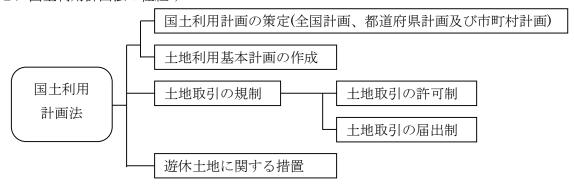
1. 国土利用計画法の目的と基本理念

(目 的)

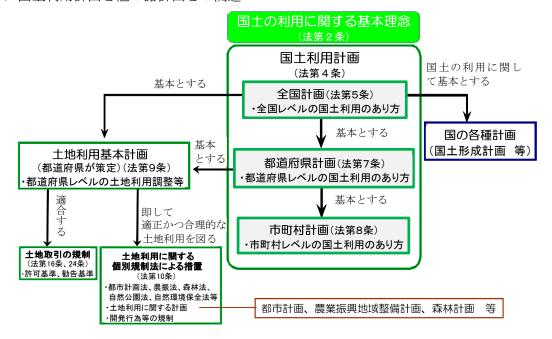
第1条 この法律は、国土利用計画の策定に関し必要な事項について定めるとともに、 土地利用基本計画の作成、土地取引の規制に関する措置その他土地利用を調整する ための措置を講ずることにより、国土形成計画法(昭和25年法律第205号)による 措置と相まって、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的とする。

(基本理念)

- 第2条 国土の利用は、国土が現在及び将来における国民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることにかんがみ、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配意して、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを基本理念として行うものとする。
- 2. 国土利用計画法の仕組み



3. 国土利用計画と他の諸計画との関連



4. 第五次国土利用計画(全国計画)の概要

わが国は平成 20(2008)年をピークに総人口が減少に転じ、本格的な人口減少社会、超高齢社会に突入した。また、平成 23(2011)年の東日本大震災をはじめ、多くの自然災害に見舞われた。このような状況において、国土を適切に管理し荒廃を防ぐこと、開発圧力が低減する機会をとらえ、自然環境の再生・活用や災害に対する安全な土地利用の推進等を図ることによって、より安全で豊かな国土を実現することが重要な課題であるという認識の下、平成 27(2015)年8月に第五次となる国土利用計画(全国計画)を策定した。

本計画では、国土の安全性を高め、持続可能で豊かな国土を形成する国土利用を目指し、「適切な国土管理を実現する国土利用」「自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する国土利用」「安全・安心を実現する国土利用」の3つを基本方針としている。また、今後人口減少、高齢化、財政制約等が進行するなかで、基本方針を効率的に実現するために、防災・減災、自然共生、国土管理などの効果を複合的にもたらす「複合的な施策」を推進する。さらに、開発圧力が低減する機会をとらえ、土地の履歴や特性を踏まえ、最適な国土利用を選択する「国土の選択的な利用」を推進する。

併せて、本計画では、農地、森林、宅地等の利用区分ごとに、規模の目標を定めており、 今回はじめて宅地面積が増加しない目標を定めている。

	13 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	455 4			
	単位:万 ha	平成 24 年	平成 37 年		
農	地	455	440		
森	林	2,506	2,510		
原 野	等	34	34		
水面・河ノ	Ⅱ・水路	134	135		
道	路	137	142		
宅	地	190	190		
	住宅地	116	116		
	工業用地	15	15		
	その他の宅地	59	59		
そ の	他	324	329		
合	計	3,780	3,780		

国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

1-3 政府経済見通しにおける主要経済指標

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	対前年度比		北増減率	
	(実績)	(実績見込)	(見通し)	令和元年度		令和2年度	
	兆円程度	兆円程度	兆円程度	%程度	%程度	%程度	%程度
国内総生産	(名目)	(名目)	(名目)	(名目)	(実質)	(名目)	(実質)
国内総生産	548.4	558.3	570.2	1.8	0.9	2.1	1.4
民間最終消費支出	304.7	308.5	314.2	1.2	0.6	1.8	1.0
民間住宅	16.5	17.0	16.9	2.9	1.5	▲ 0.3	▲ 1.9
民間企業設備	88.0	90.3	93.2	2.6	2.2	3.2	2.7
労働・雇用	万人程度	万人程度	万人程度	%程度		%程度	
労働力人口	6,847	6,891	6,901	0.6		0.2	
就業者数	6,681	6,730	6,744	0.7		0.2	
生産	%程度	%程度	%程度				
鉱工業生産指数	0.3	▲ 1.7	2.1	_	-	-	_
•増減率							
物価	%程度	%程度	%程度				
国内企業物価指数	2.2	0.3	1.0	_	_	_	_
•変化率							
消費者物価指数	0.7	0.6	0.8	_	_	_	_
•変化率							
国際収支	兆円程度	兆円程度	兆円程度	%程度		%程度	
貿易·サービス収支	▲ 0.0	▲ 0.1	▲ 0.4	_	_	_	_
貿易収支	0.7	0.3	▲ 0.5	– –		_	
輸出	80.3	75.9	78.0	A	5.5	2.	.7
輸入	79.6	75.6	78.4	A	5.0	3.	.7
経常収支	19.2	19.5	18.9	_	_	_	_

- (資料) 内閣府『令和2年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度』
- (注1)消費者物価指数は総合である。
- (注2) 世界GDP(日本を除く。)、円相場、原油輸入価格については、以下の前提を置いている。 なお、これらは、作業のための想定であって、政府としての予測あるいは見通しを示すものではない。

	平成30年度 (実績)	令和元年度	令和2年度
世界GDP(日本を除く)の 実質成長率 (%)	3.3	2.9	2.9
円相場(円/ドル)	110.9	108.7	108.9
原油輸入価格 (ドル/バレル)	72.0	67.1	65.6

(備考)

- 1. 世界GDP(日本を除く)の実質成長率は、国際機関等の経済見通しを基に算出。
- 2. 円相場は、令和元年11月1日~11月30日の期間の平均値(108.9円/ドル)で同年12月以降一定と想定
- 3. 原油輸入価格は、令和元年11月1日~11月30日の期間のスポット価格の平均値に運賃、保険料を付加した値(65.6ドル/バレル)で同年12月以降一定と想定。